

令和4年度 固定資産税(償却資産)の申告について

固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産の所有者にも課税されます。

償却資産所有者は地方税法第383条により、その資産の所在する市町村に毎年1月1日現在の資産所有状況(資産の種類、数量、取得価額、取得年月日、耐用年数等)を申告していただくことになっています。

※申告を怠った場合、判明時点から年度をさかのぼって課税することになりますのでご注意ください。

償却資産とは？

個人及び会社で工場や商店などを経営または事業(農業・漁業を含む)をされている方が土地及び家屋以外の事業用に使用している資産(機械・機具・備品等)で、その減価償却額または減価償却費が法人税の申告又は所得税及び町県民税申告で経費に算入されるものをいいます。

提出期限 令和4年1月31日(月)

※事務処理の都合上、早めに提出していただきますようご協力お願いいたします。

償却資産の申告にあたり、前年中に資産の増減がない場合や該当資産がない場合、廃業、休業の場合はその旨を申告書の備考欄に記入のうえ提出していただきますようお願いいたします。

資産の種類	主な償却資産の例示
1. 構築物	門塙、冷暖房設備、ビニールハウス、給排水設備など
2. 機械及び装置	太陽光発電設備、施盤、ポンプ、加工・製造機械など
3. 船舶	漁船、モーターボートなど
4. 航空機	飛行機、ヘリコプターなど
5. 車両及び運搬具	大型特殊自動車、常用運転装置のない農作業車など
6. 工具・器具及び備品	測定工具、事務机・椅子、ロッカーなど

※償却資産の種類の詳細につきましては、町ホームページ(償却資産に対する課税)をご確認ください▶



太陽光発電設備を設置している方へ

以下の太陽光発電設備は、償却資産として課税対象となります。対象となる方は、申告が必要となりますので税務課までご連絡ください。

- 事業用として太陽光発電設備を設置している法人
- 発電出力が10kw以上の太陽光発電設備を設置している個人



お問い合わせ先 肝付町役場 税務課 ☎0994(65)8414

役場職員人事異動

令和3年11月15日付

氏名	新職	旧職	備考
川埜 拓	町立病院事務局次長	町民生活課長補佐	
小村 法昭	町民生活課主査	教育委員会支所主査	再任用職員
松原 友之	教育委員会支所主査	町民生活課主査	再任用職員

マイナンバーのため休日窓口を開設します

期間 1月29日(土)
時間 9時~12時、13時~17時
場所 肝付町役場本庁

お問い合わせ先 肝付町役場 住民課 ☎0994(65)8411

町内取得率
36.21%
(11月末現在)

